

(別紙2)

令和6年6月14日
政策統括官（恩給担当）決定

恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額の改定について

恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額について（平成26年3月12日人事・恩給局長決定）に規定する認定基準額は、「300万円」とする。

この改定は、令和6年7月1日から適用する。

なお、当該認定基準額は、社会経済情勢等を総合的に勘案しつつ改定の検討を行い、適切な措置を講じるものとする。